

訪問診療について

令和6年度より、ふれあい診療所では**訪問診療**に本格的に取り組むことに致しました。お一人では通院することが困難な患者様のお住まいに、定期受診の代わりに定期的に医師と看護師が伺い、診療をするのが訪問診療です。

月間「強い体」9月号に詳細な記事が載りますので、あわせてご覧ください。

●お問い合わせ先●

松江生協病院 代表TEL 0852-23-1111 在宅診療部 までご連絡下さい。



FUREAI CLINIC

ふれあい診療所

お住まいまで定期的に 医師と看護師が診察にうかがいます



MAIZU SEIKYO PHILOSOPHY

より多くの地域の皆さまに

ご利用しやすい病院であるために

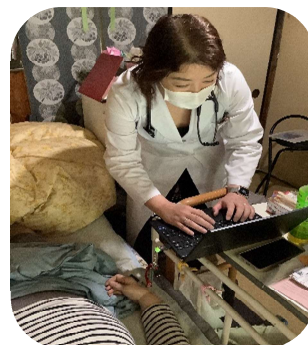
対象となる方

- ❖ ご自宅や施設で療養されている方
 - ❖ 1人では医療機関への通院が難しい方
 - ❖ 診療所より16Km圏内の自宅や施設にお住まいの方
- 詳しくはお問い合わせ下さい



訪問診療でできる事

- ❖ 診察
- ❖ 薬の処方
- ❖ 簡単な治療・処置
- ❖ その他サービス相談 など・・・



申込みの流れ

1. お電話 「訪問診療」とお電話下さい

2. 簡単な聞き取り

詳細な内容は面談・契約時に説明します。
患者さんの状態により、訪問計画を立て、
病院受診の代わりに定期的に診察にうかがいます。

3. 面談・契約

通院にお困りの方は、お気軽にご相談下さい。

4. 訪問診療の開始



FUREAI CLINIC

ふれあい診療所

〒690-0017

島根県松江市西津田7丁目14-21

電話 0852-23-1111

(松江生協病院代表)

在宅診療部